

◎外出時の介助

外出時の介助には介護保険が利用できる部分、できない部分があります。次の表を参考にしてください。

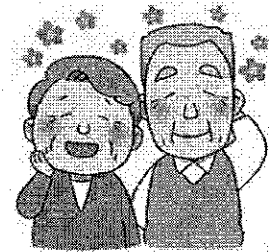
介護保険が使える	介護保険が使えない
<ul style="list-style-type: none"> ・食料品・日用品の買い物（※1） ・介護保険施設やデイサービス事業所の見学 ・家族への見舞い（頻繁でない場合のみ） ・公的な機関（役所や税務署等）への届け出 ・選挙の投票所に行くための介助（※2） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ドライブ ・カラオケ ・パチンコ ・観劇 ・習い事 ・地域行事への参加 ・墓参り ・会社への出勤

※1 趣味嗜好に関するもの（たばこ等）は対象になりません。

※2 ご家族等で対応できる場合や郵送で投票できる場合は対象になりません。

★生活援助★

生活援助とは、利用者が一人暮らし、家族が障がい・疾病等の場合、その他同様のやむを得ない事情により利用者や家族が家事を行えない場合に利用できるサービスです。



具体例

- ◎掃除やゴミ出し ◎ベッドメイク ◎一般的な調理、後片付け
- ◎洗濯（洗濯物の物干し・取り込みやアイロンがけ等も含む）
- ◎衣類の整理（衣替え等）、服の補修（ボタン付け、破れの補修等）
- ◎日用品の買い物や薬の受け取り（※趣味嗜好品は対象になりません）

■次のような場合は、介護保険の対象外となります。利用する場合は全額ご自身の負担で利用していただくこととなります。

- ①利用者への直接援助と判断されない場合
- ②ヘルパーが援助しなくても日常生活に支障がないと判断される行為
- ③日常的に行われる家事の範囲を超える行為

①	②	③
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し ・自家用車の洗車、清掃 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・草むしり ・花木の水やり ・ペットの散歩、世話 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家具や電気器具等の移動、修繕、模様替え ・大掃除、窓ガラス拭き、床のワックスがけ <p>など</p>

問い合わせ先 板橋区健康生きがい部介護保険課給付係 03-3579-2356